

報道機関各位

発信日	令和4年3月22日	担当者名	瀬戸山 千代
担当課	市民協働推進課	電話番号	0942-85-3576

鳥栖市市民活動支援補助事業

令和4年度鳥栖市市民活動支援補助事業の2次募集をします

事業内容	鳥栖市市民活動支援補助事業の2次募集をします。 ■募集期間 令和4年5月16日（月曜日）～令和4年6月17日（金曜日） 市では、市民活動団体が自主的かつ主体的に行う公益的な事業の支援を目的として市民活動支援補助事業を実施しています。 Withコロナ。こんな状況だからこそ事業目的はそのまま実施方法を工夫して活動してみませんか？ ・zoomを利用した講演会の開催 ・動画を配信することによる啓発 ・少人数を対象にしたイベント ・自然の中での活動にシフト など 新型コロナウイルス感染症の状況によって、事業実施期間中に事業計画を見直して実施することもできますので、お気軽にご相談ください。
------	---

添付資料	鳥栖市市民活動支援補助事業チラシ
------	------------------

関連サイト	https://www.city.tosu.lg.jp/soshiki/13/2263.html
-------	---

令和4年度 鳥栖市市民活動支援補助事業

2次 募集

★募集期間★令和4年5月16日(月)～令和4年6月17日(金)

With コロナ

いまできる市民活動って？



新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、市民活動をあきらめていませんか？
こんな状況だからこそ、事業の実施方法を工夫して活動してみませんか？

ヒント ① 情報発信の手段を工夫 ② 感染予防に配慮し活動を実施 ③ 自由な発想

※補助事業実施期間中、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によって事業計画を見直して変更することもできます。

スタートアップ支援

(団体強化への支援)

補助額: **10万円上限**

(補助率: **10/10**)

回数: 1団体1回限り

ステップアップ支援

(事業への支援)

補助額: **30万円上限**

(補助率: **10/10**)

回数: 1事業1回限り

パワーアップ支援

(長期事業への支援)

補助額: **10万円上限**

(補助率: **9/10**)

回数: 1事業1回限り
(必要に応じて最長3か年)

事業説明会

随時
市民協働推進課へお気軽にご相談
ください。ご来庁の際は、事前にご
連絡ください。
(Tel85-3576)

事前相談

市民協働推進課 または とす市民活動センターへ
お気軽にご相談ください。
市民協働推進課にお越しの際は、事前にご連絡ください。
(Tel85-3576)
〈事前相談〉
市民協働推進課: 平日 8:30～17:15 時間外は要相談
とす市民活動センター: 10:00～19:00 水曜日除く

応
募

【注意】本補助金の交付は令和4年度予算の成立が条件となります。

お気軽にご相談ください！

とす市民活動センターが
企画段階からサポートします

とす市民活動センター(クローバー)
〒841-0026 鳥栖市本鳥栖町537-1
(フレスポ鳥栖2階) Tel 81-1815

【補助認定事業の特典】

- ・ 市報、ホームページで事業の広報ができます。
- ・ 広報チラシを市の施設へ配架ができます。
- ・ 市民フェスタ、実績報告会等で活動のPRができます。

= お問い合わせは =

鳥栖市 市民環境部 市民協働推進課
〒841-8511 鳥栖市宿町1118番地 Tel 85-3576

令和 4 年度 鳥栖市市民活動支援補助事業の概要

補助対象団体	鳥栖市市民活動団体の登録に関する要綱に基づく登録団体で、代表者の年齢が16歳以上である団体が対象です（特定非営利活動法人の代表者である場合は年齢の制限はありません）。 事前に市へ団体登録の手続きが必要です。詳しくは「鳥栖市市民活動団体登録制度のご案内」をご覧ください。 【登録要件】 （１）市内に事務所や活動拠点があり主に市内で活動する団体であること （２）規特定非営利活動促進法別表に掲げる活動を自発的に行っていること （３）営利を目的とせず、不特定多数の利益の増進に寄与する活動を行っていること （４）５人以上の構成員がいること（１人以上の市民を含む） （５）規約等を定めていること （６）法人でないこと（特定非営利活動法人は対象です） （７）政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的としていないこと （８）暴力団等でないこと		
補助対象事業	補助対象団体が市内において実施する特定非営利活動促進法別表（平成10年法律第7号）に掲げる活動で、自発的、公益的な活動であり、かつ市長がその活動が市内の課題解決に寄与すると認める事業 （注）補助対象とならない事業 ◆団体の維持や運営が主な目的の事業 ◆特定の個人や団体、また構成員のみが利益を受ける事業 ◆政治・宗教・営利目的に関する事業 ◆鳥栖市からの補助金（公共的団体（社会福祉協議会や観光協会等）が市からの補助金を原資として交付する助成金等を含む。）を受けている事業		
補助の種類	① スタートアップ支援	② ステップアップ支援	③ パワーアップ支援
補助要件	市民活動団体が、団体のPR、基盤強化等市民活動の充実を図る事業 <u>※立ち上げたばかりの団体でなくても申請できます。</u>	市民活動団体が行う事業で、公益の増進、社会的課題の解決への取り組み等地域に活気を与える創意工夫にあふれるもの	市民活動団体が行う長期的・計画的な視野に基づく事業で、公益の増進、社会的課題の解決への取り組み等地域に活気を与える創意工夫にあふれるもの
補助金額	10万円を上限 補助対象経費の100％	30万円を上限 補助対象経費の100％	10万円を上限 補助対象経費の90％
回数制限	1団体1回限り	1事業1回限り	1事業1回限り （必要に応じて最長3か年）
補助対象経費	補助対象となるのは申請される事業にのみ要するものです。他の事業と共通する運営費や管理費などについては原則として対象になりません。（例／事務所の賃借料・光熱水費・通信費） 申請金額については内容を審査した上で、補助対象金額を決定します。		
募集期間	令和4年5月16日（月）～令和4年6月17日（金）＊郵送の場合は令和4年6月17日（金）必着		
応募書類	①鳥栖市市民活動支援補助事業公募申込書 ②団体の会則・規約 ③構成員の名簿（団体での役職、氏名） ④収支予算書 ⑤直近事業年度の収支決算書（⑤は設立1年末満を除く） ＊備品購入費がある場合は、見積書・カタログ等写しを提出		
提出先	市民協働推進課（平日 8：30～17：15）または とす市民活動センター（10：00～19：00 水曜日除く）＊郵送の場合は、市民協働推進課へ提出		

詳しくは「募集の手引き」をご覧ください。（市民協働推進課・とす市民活動センターにあります）